

平成17年度廃棄物処理等科学研究費公募要領

平成16年12月8日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成17年度の廃棄物処理等科学研究費による補助対象事業を公募します。

この制度は、「廃棄物処理対策研究事業」、「廃棄物対策推進事業」、「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の3制度から成っており、各々の事業の募集内容は以下のとおりです。

この公募は、本来平成17年度予算が成立した後に行うべきものですが、補助金交付の早期化のために予算成立前に行うもので、補助金の交付については、平成17年度予算の範囲内で行います。

★それぞれの制度の募集内容は…★

廃棄物処理対策研究事業

廃棄物処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会形成等の推進、技術水準の向上が期待できる研究を対象

[廃棄物処理対策研究事業の公募要領へ](#)

廃棄物対策推進事業

前年度に行われた「廃棄物処理対策研究事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の成果を普及させるために行う事業を対象

[廃棄物対策推進事業の公募要領へ](#)

次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ経済性及び効率性に優れた技術の開発を対象

[次世代廃棄物処理技術基盤整備事業の公募要領へ](#)

★本事業の募集期間は…★

平成16年12月9日午後1時から平成17年1月20日午後5時まで

★本事業に関するお問い合わせ、応募書類の提出先は…★

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話番号 03-3581-3351 (内線6858)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 (中央合同庁舎5号館26階)

I 廃棄物処理対策研究事業

1 目的

本補助金は、廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募対象

① 対象となる研究

廃棄物処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会形成等の推進及び技術水準の向上が期待できるものが対象となります。

② 公募の対象分野

公募の対象とする研究分野は次表に掲げるものとします。

1 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究 イ 廃棄物処理施設における有害物質の排出の削減に関する研究 ロ 廃棄物に含まれる有害化学物質の処理に関する研究 ハ 廃棄物に含まれる有害化学物質の分析及び評価に関する研究 ニ 廃棄物最終処分場における有害化学物質の挙動に関する研究
2 廃棄物適正処理研究 イ 廃棄物の適正で安全な処理方法に関する研究 ロ 廃棄物の不法投棄の防止及び原状回復に関する研究 ハ 有害廃棄物、感染性廃棄物、その他処理困難な廃棄物の処理に関する研究 ニ し尿及び浄化槽の高度処理・維持管理に関する研究
3 循環型社会構築技術研究 イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究 ロ 廃棄物の排出抑制及び再生利用に関する研究 ハ 廃棄物最終処分場の延命化または再生化に関する研究 ニ 浄化槽汚泥の再生利用に関する研究

(2) 公募区分について

「重点テーマ研究」、「一般テーマ研究」及び「若手育成型研究」を設定し、次表の目的で公募します。

重点 テーマ 研究	社会的・政策的必要性を踏まえ、廃棄物処理等にかかる科学技術に関する研究を効率的・効果的に推進するため(3)のとおり設定しています。
--------------------------	---

一般 テーマ 研究	重点テーマに関わらず、既の実施している(1)②に示す公募対象分野ごとに研究者の自由な発想に基づく研究の推進を目的としているものです。
若手 テーマ 研究	<p>若手研究者の育成及びその研究の活性化を目的とした公募区分です。若手研究者とは、平成17年3月31日時点で満35歳以下の研究者、又は、常勤職（任期付き含む。）に就いて5年以内の者をいいます。研究代表者がこの条件に適合する若手研究者でなければなりません、共同研究者の年齢等は問いません。</p> <p>公募対象については、「一般テーマ研究」と同様です。「重点テーマ研究」への応募を、「若手育成型」として取扱うことはできません。</p>

※ 継続の研究

平成15年度に採択された研究のうち研究計画期間が3年のもの、及び、平成16年度に採択された研究のうち研究計画期間が2年又は3年のもの。

なお、継続課題であっても、事前評価を行い、評価の低い課題については、採択しないことがあります。

(3) 重点テーマについて

重点テーマ研究のテーマとして、以下の4つを設定しています。応募の際には、テーマ設定の背景と目的を参考に、各テーマに合致した具体的な研究課題について提案してください。

テーマ① 「社会におけるマテリアルフロー分析、循環型社会の評価手法に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会のビジョンを具体化・明確化しその到達へのシナリオを作成するためのマテリアルフロー分析、評価指標の開発、政策シナリオの評価等に関する研究

テーマ② 「経済的インセンティブを用いた3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

廃棄物処理費用の内部化、デポジット制度、一般廃棄物処理サービスの有料化等経済的インセンティブを用いた3R推進施策の導入手法や効果、地域住民の合意形成方法等に関する研究

テーマ③ 「地域における最適な資源循環システムの構築に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

地域における循環資源の発生、運搬、再生、利用等に関する現状を解析し、地域内での社会的、経済的特性や循環資源とその利活用の特性等を踏まえた最適な資源循環システムの構築を進めるための研究

テーマ④ 「安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

近年、施設整備が非常に困難になっている廃棄物焼却施設及び最終処分場を対象として、安全、安心を確保するための廃棄物管理技術の開発に関する研究

※ 「重点テーマ」に応募する際は、研究計画書の応募枠記入欄の「重点テーマ」欄に上記の4つのテーマの中で該当するテーマの番号を記入してください。

(4) 応募に際しての要件

下記の①～⑦の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

- ① 研究期間が、3年以内であること。
- ② 既に他府省の研究費助成制度による助成（平成16年度末をもって終了するものを除く。）を受けている研究等と内容が同様と認められる課題であって、当該研究等を実施している者（共同で実施する者を含む。）が重複している課題でないこと。
- ③ 応募課題に従事できる研究者については、次に掲げるいずれかの国内の試験研究機関等に所属する研究者であること。
 - イ 国及び地方公共団体の試験研究機関
 - ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（附属研究機関を含む。）、高等専門学校
 - ハ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）の研究機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ホ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（研究を主な事業とするものに限る。）
 - ヘ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ト その他の団体（日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うものに限る。）
- ④ 研究者が当該研究期間内に長期外国出張する場合や、所属機関からの退職など、研究者としての責務を果たせないことが予測されないこと。
- ⑤ 他の研究者と共同で行う場合にあっては、応募する研究者（代表研究者）が、あ

らかじめ共同で行う研究者（共同研究者）の承諾を得ていること。また、当該研究に協力する者（研究協力者）がいる場合には、同様に承諾を得ていること。

- ⑥ 代表研究者等は、当該研究事業を実施することについて、必ず、それぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承諾を得ていること。また、共同研究者についても、同様に所属研究機関等の代表者の承諾を得ていること。
- ⑦ 一人の研究者が代表研究者として応募できる研究は、同一の研究分野について1人当たり1件とします。

(5) 応募の手続き

① 申請者について

必ず代表研究者が所属する試験研究機関等の長が申請してください。機関の長とは、代表研究者が当該研究機関で研究に従事することを承諾する立場であって、かつ、補助金の管理・運用を代表研究者の所属機関等が行うことを保証できる立場にある者とします。例えば、大学等の研究機関であれば、学長、学部長等となります。

② 経理担当者について

補助金の管理・運用は代表研究者の所属機関等で行うこととなります。そのため、代表研究者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）として、所属する機関等の経理担当部署の方を選出してください。

③ 提出書類

イ 廃棄物処理等科学研究費補助金研究計画書（以下、「研究計画書」という。）

ロ 法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本（廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条第3項に掲げるハ、ホ、トの研究機関に属する研究者が応募する場合に限る）

◇ 研究計画書について

- ・ 該当する研究テーマの欄に「○」を記入してください。
- ・ 継続課題である場合は、研究計画書に継続の何年目かを記載してください。
- ・ 研究計画書の様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。
※ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/recycle/kenkyu/>
- ・ 郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

④ 提出時必要な書類と提出期限

◇ 必要書類

● 研究計画書 1部

（用紙サイズは日本工業規格A4版、両面印刷、ホッチキス止めなし、中央下にページ番号付きとしてください。）

● 上記研究計画書のデータを納めた、FD又はCD-ROM 1枚

（データ形式は後述する形式のいずれかとします。）

● 添付書類 各1部

（添付書類がある場合は、各1部同封してください。）

◇ 提出方法及び期限

提出方法	郵送、宅配便、持参又は電子メール
提出期限	平成17年1月20日 17時必着

⑤ 書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 (中央合同庁舎5号館26階) 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当 電 話 03-3581-3351(内線6858) F A X 03-3593-8263 メールアドレス hairi-haitai@env. go. jp
--

※ 郵送、宅配便の場合は、封筒に「廃棄物処理対策研究 計画書」と朱書きしてください。

⑥ 書類の提出に当たっての諸注意

- ◇ 用紙サイズは、A4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。
- ◇ 応募書類は返還致しません。
- ◇ 郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

⑦ メールにより提出する際の留意事項

- ◇ 研究計画書については、1つの研究計画書が1つのファイルになるように作成してください。
- ◇ 研究計画書のファイル形式は、WORD形式・EXCEL形式・一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。
- ◇ 研究計画書以外に必要となる添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。
- ◇ メールでの応募の際には、1つのメールに1件の研究事業としてください。添付する研究計画書、その他書類は1つのメールに各1つとしてください。複数の研究計画書等が添付されている場合はすべての応募を無効とすることがあります。
- ◇ 応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過してしまう場合はご相談ください。
- ◇ メール件名は、「17研究計画(〇〇〇〇)」(17と()は半角)としてください。〇〇〇〇には代表研究者名を記入してください。
- ◇ メールの送信は代表研究者が行ってください。また、メール本文の最後には、必ず代表研究者および経理担当者の所属・連絡先等を示す署名を記入してください。

- ◇ 添付ファイル名は、代表研究者の氏名を使用し、[k17yamada.doc]（山田太郎の場合、“k17”+“代表研究者の名字”）いずれも半角小文字としてください。また、[.doc][.pdf]等拡張子の前の文字数は半角で10文字以内とし、それ以降は省略してください。
- ◇ 添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。
- ◇ 当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。
- ◇ 応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

3 審査及び採択について

(1) 採択の概要

- ① 新規応募課題については研究計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に実施します。
- ② 継続の研究課題については、原則として研究計画書等での評価により採択を判断します。なお、当初の研究計画から内容の変更や経費の増額等があった場合は、ヒアリングでの評価を実施することがあります。
- ③ 応募された研究課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「廃棄物処理対策研究事業審査委員会」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。

(2) 評価項目

学術的必要性、社会的必要性、研究の独創性などの項目について評価します。詳細は、「IV 評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された研究課題については環境省ホームページに研究者名及び研究の課題と概要等を掲載します。

4 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限りです。また、下記に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。なお、費目については次表のとおり分類してください。

(表 廃棄物処理対策研究事業に関する費目)

直接 経 費	謝金	<p>研究協力者に支払う謝金です。代表研究者及び共同研究者には支払えません。</p> <p>また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。研究機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価については、「廃棄物処理等科学研究費補助金交付取扱要領（以下、「要領」という。）」に規定している単価を超えて支給することはできません。</p>
	旅費	<p>応募した研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究成果の発表を行うための旅費に限ります。</p> <p>国内旅費は、代表研究者、共同研究者及び研究協力者に支払う旅費が対象となります。外国旅費は、代表研究者、共同研究者及び本研究のために海外から招聘する研究協力者が対象です。</p>
	備品費	<p>研究用機械器具及び文献図書等。比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものとします。</p> <p>単価50万円以上の備品については、3社以上から見積を徴収し、最低価格を採用する（見積合わせ）など経費を極力削減できるような措置をとってください。また、交付申請段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査します。</p> <p>なお、リース可能なものは必ずリースにより対応してください。リース料は、「借料及び損料」に計上してください。</p>
	消耗品費	<p>事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。</p>
	印刷製本費	<p>文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。</p> <p>報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。</p>
	通信運搬費	<p>切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費です。</p>
	光熱水料	<p>電気料、水道料、ガス料であって、研究に使用した料金であることが証明できる経費です。</p>
	借料及び損料	<p>機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。代表研究者等の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。</p>
	会議費	<p>研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度となります。</p> <p>会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。</p>
	賃金	<p>資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該研究の遂行に必要となる人員（共同研究者を除く研究者、大学院博士後期課程に在籍する学生、技術者に限る。）を研究機関が雇用する者の賃金が対象となります。</p> <p>なお、これらの者を研究機関が雇用する場合にあっては、これらの者に対する賃金（社会保険料各種手当等を除く。）を本研究費から当該研究機関に対して支払うこととなります。</p>
	雑役務費	<p>コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象となります。</p>
委託費	<p>研究に直接必要な経費であり、代表研究者等が実施することが不可能な研究について他の研究機関等に委託して実施するための経費です。委託費の合計額が直接研究費に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、理由書を提出して頂く必要があります。</p> <p>また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定機関、金額、内容等を見積を取得した上、できる限り詳細に記載してください。</p>	

間接経費

廃棄物処理対策研究事業補助金により研究を行う際に、研究代表者の所属する研究機関が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、廃棄物処理対策研究事業補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。

直接経費に10分の3を乗じて得た金額となります。

なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。

<直接経費のうち交付対象とならない経費の例>

- ◇ 退職金、ボーナスその他の各種手当、代表研究者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費
- ◇ 机、椅子、複写機等研究者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ◇ 応募した研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ◇ 研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ◇ その他、研究の実施に関連性のない経費

(3) 補助金の交付

- ① この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。
- ② 予算の範囲内において交付するものとし、総事業費の100%以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は1億円以下となります。
- ③ 補助金の管理は研究者の所属する試験研究機関等が行ってください。

5 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表します。

(3) 各種手続き等

本制度は、研究者が実施する研究を支援するものですが、応募、交付申請、補助金受領、資金管理及び実績報告などの手続き・各種連絡等については、代表研究者が所属する機関等の長が行ってください。

(4) 不正な行為があった場合

環境省の競争的研究資金の研究に参加する研究者が、不適正な経理処理を行った場合には、行為の内容に応じ、交付停止措置を行った年度と翌年度以降2～5年間は、

研究費を交付しないととも、環境省のすべての競争的研究資金への申請資格を喪失します。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択課題については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している研究がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択研究を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、2(7)で示す連絡先あてお問い合わせください。

Ⅱ 廃棄物対策推進事業

1 目的

本事業は、廃棄物処理等科学研究費補助金を得て前年度に実施された廃棄物処理対策研究事業や次世代廃棄物処理技術基盤整備事業の成果全般の普及を行うものであり、これと併せて実施される研究事業の推進の支援となる日本人研究者の海外派遣や外国人研究者の招へいを含みます。

2 公募について

(1) 応募に際しての要件

- ① 事業の実施期間は1年とします。
- ② 応募できる者は、研究を主な事業目的としている法人（日本の法人格を有している者）です。

(2) 応募の手続きについて

① 申請者について

応募の申請は、法人の代表者が行ってください。代表者とは、事務連絡担当者が当該事業の事務連絡を担当することを承諾する立場であって、かつ、補助金の管理・運用を当該法人が行うことを保証できる立場にある者とします。

② 経理担当者について

補助金の管理、運用は対象となる法人で行うこととなります。そのため、事務連絡担当者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）を選出していただくこととなります。その際、経理担当者は実質的に経理に係る作業を行っている方を選出してください。

③ 応募方法について

応募に必要な書類は以下の通りです。

イ 廃棄物処理等科学研究費補助金 実施計画書（以下、実施計画書）

ロ 商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本（廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱第3条3項に掲げるハ、ホ、トの研究機関が応募する場合に限る。）

ハ 貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済を証する書類について、直近の3年分

◇ 実施計画書について

- ・実施計画書の様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。
※ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/recycle/kenkyu/>
- ・郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

④ 提出時必要な書類と提出期限、提出先、諸注意、提出する際の留意事項

「Ⅰ 廃棄物処理対策研究費」の注意事項 2 (5) ④～⑦に記載する諸注意事項をお読みになり、これに準じ書類を作成し、提出してください。

3 採択について

(1) 採択の概要

応募された事業は、環境省に設置する外部有識者からなる「廃棄物処理等科学研究企画委員会」の評価の結果を踏まえ、環境省において採択します。

(2) 評価基準

学術的必要性、社会的必要性、計画の妥当性などの項目について評価します。詳細は、「Ⅳ 評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された事業については環境省ホームページに法人名（事務連絡担当者を含む。）及び事業の概要等を掲載します。

4 助成の内容

「Ⅰ 廃棄物処理対策研究研究事業」の「4 助成の内容」と同様です。

5 留意事項

環境省の競争的研究資金の研究に参加する研究者が、不適正な経理処理を行った場合には、行為の内容に応じ、交付停止措置を行った年度と翌年度以降 2～5 年間は、研究費を交付しないと同時に、環境省のすべての競争的研究資金への申請資格を喪失します。

※ 本事業は、個別の研究課題の成果を普及させるための事業ではありません。

Ⅲ 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

1 目的

本事業は、循環型社会の形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募対象

公募の対象とする技術分野は次表に掲げるものとします。

1 廃棄物適正処理技術 イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。） ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生、修復技術を含む。） ハ 廃棄物不適正処理監視、修復技術等
2 廃棄物リサイクル技術 生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）
3 循環型社会構築技術 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に係る循環利用設計、建設、生産技術

3 対象とする技術開発

循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発とします。また、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

なお、本事業は、対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた廃棄物処理施設の整備を対象としたものではありません。

※ 廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものは、本制度の対象ではありません。

4 応募について

(1) 応募に際しての要件

下記の①～⑩の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

- ① 技術開発期間が1年以内であること。

- ② 既に他府省の技術開発、研究費助成制度による助成（平成16年度末をもって終了するものを除く。）を受けている研究等と内容が同様と認められる課題であって、当該研究等を実施している者（共同で実施する者を含む。）が重複している課題でないこと。
- ③ 応募者（以下、「技術開発者」という。）は、次に掲げる者で技術開発を実施する者であること。
- イ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（附属研究機関を含む。）、高等専門学校
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ホ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
 - ヘ 法律により直接設立された法人
 - ト その他の団体（日本の法人格を有しているもの）
- ④ 技術開発は、共同で行うことも可能であり、共同技術開発者は個人でも差し支えない。なお、技術開発者は、あらかじめ共同技術開発者の承諾を得ること。
- ⑤ 法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。
- ⑥ 既に開発された技術ではないこと。（事前に十分に調査しておくこと。）
- ⑦ 基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。
- ⑧ 廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。
- ⑨ 技術開発のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね1/10程度の最小限の規模であること。
- ⑩ 本事業により設置した施設、整備した機器等は、本技術開発に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。

(2) 応募の手続き

- ① 申請者について
 応募にあたっては、必ず技術開発者である法人（共同で技術開発を行う場合には、代表技術開発者）の代表者が申請してください。
- ② 提出書類
- イ 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業実施計画書 1部
 - ロ 各種添付書類（該当しない場合は除く。）
 - (イ) 共同技術開発の場合、共同技術開発者一覧表及び体制表
 住所、氏名、職業を記入のこと（個人以外の場合は、技術開発担当者、経理事務担当者の所属住所、職名、氏名を併せて記入のこと。）
 - (ロ) 事業実施組織票（各法人等毎）
 - (ハ) 実証施設概略図
 - (ニ) 事業実施工程表（記入例参照）

(ホ) 廃棄物処理等のフローチャート

取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。

(ハ) 事業資金調達総括表（自己資金、借入金等記入）（記入例参照）

(ト) 事業が2年以上に及ぶ場合、実施計画（年度ごとの事業内容、必要経費等記入）

(チ) 法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本であって、応募の日より過去3か月以内に発行されたもの。

(リ) 直近の過去3年分の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(ヌ) 技術開発に係る基礎研究、応用研究が終了していることを示す書類
学術論文の概要書又は学術図書の抜すい等基礎研究、応用研究の成果の概要を示す書類
研究者の所属、氏名を明らかにした数ページ程度の要約書

※ 上記のうち、(ト)、(リ)については、共同技術開発の場合、共同技術開発者分も含む。

◇ 実施計画書について

・ 様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。

※ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/recycle/kenkyu/>

・ 郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

③ 提出時必要な書類と提出期限

◇ 必要書類

● 研究計画書 1部

実施計画書の用紙サイズは、日本工業規格A4版とし、両面印刷、ホッチキス止めなし、中央下にページ番号付きとしてください。

● 各種添付書類 1部

(2)②(イ)から(リ)に示す書類

● 実施計画書のデータを納めた、FD又はCD-ROM等 1枚

(データ形式は後述する形式のいずれかとします。)

◇ 提出方法及び期限

提出方法 郵送、宅配便、持参又は電子メール

提出期限 平成17年1月20日 17時必着

④ 書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

(中央合同庁舎5号館26階)

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話 03-3581-3351(内線6857) FAX 03-3593-8263

メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

※ 郵送、宅配便の場合は、封筒に「次世代廃棄物事業 計画書」と朱書きしてください。

⑤ 書類の提出に当たっての諸注意

- ◇ 用紙サイズは、原則としてA4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。
- ◇ 応募書類は返還致しません。
- ◇ 郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

⑥ メールにより提出する際の留意事項

◇ 全ての応募書類を電子ファイルとして作成し、電子メールに添付して送付が可能な方のみ対象とします。

- ◇ 実施計画書については、1つの実施計画書が1つのファイルになるように作成してください。
- ◇ 応募するメールのサイズは1つのメールで最大2MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。
- ◇ メール件名は、「17次世代応募」（17は半角）としてください。
- ◇ メール本文の最後に、法人名、担当部課名、担当者名及び担当者の連絡先を記入してください。
- ◇ 応募書類は添付ファイルとしてください。
- ◇ 添付ファイル名は、法人名を使用し、[j17kasumiga01.doc]（株式会社霞ヶ関の場合）いずれも半角小文字で、[.doc]等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。
また、会社名の前に「j17」を、後に2桁の通し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。
- ◇ 応募書類は、1つの電子ファイルとして送信してください。
- ◇ 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、WORD形式・EXCEL形式・一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。
- ◇ 実施計画書以外に必要な添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。
- ◇ 添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。
- ◇ 当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。
- ◇ 応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

5 審査及び採択について

(1) 採択の概要

- ① 新規応募の技術開発課題については実施計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に実施します。
- ② 応募された技術開発課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業審査委員会」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。

(2) 評価項目

独創性、社会的必要性、実現可能性などの項目について評価します。詳細は、「IV 評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

- ① 採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された技術課題については環境省ホームページに技術開発者（共同技術開発者を含む。）及び技術開発の概要等を掲載します。
- ② 採択後の交付申請、補助金受領、資金管理、実績報告等の事務については、技術開発者である法人が行ってください。

4 助成の内容

(1) 補助対象経費

技術開発に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、留意してください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

(表 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業に関する費目)

設計費	実証施設等の設計を自ら行う場合に要する経費です。(設計を外注する場合は、外注費に計上)
建設費	実証施設等の建設に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
機械装置購入費	実証施設等の構成設備等の購入・据付に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
材料費	技術開発に直接必要な材料の購入に直接要する経費です。
物品費	技術開発に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。また、リース可能なものはリースにより対応してください。

外注費	技術開発者、共同技術開発者以外の者に業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。
旅費	技術開発者、共同技術開発者及び技術開発指導者に支払う旅費です。国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
印刷製本費	本事業の成果報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、 報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
文献購入費	本事業に直接必要となる文献の購入に要する経費です。なお、技術開発者の営業目的等を勘案し、通常備えるべき文献を購入するための経費は除きます。
通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、 本事業に使用した料金であることが証明できる経費 です。
光熱水料	技術開発に直接必要な電気料、水道料、ガス料であって、 本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費 です。
コンピュータ使用量	コンピュータによるデータ解析等を外注する場合の経費です。
試料分析鑑定料	外部分析機関等へ委託料です。
備上費	データ整理作業員等の日々（臨時）雇用する 単純労務に服する者（アルバイト）に対する賃金 です。
技術指導の受入に必要な経費	技術開発指導者等に支払う謝金です。共同技術開発者などの関係者は対象にはなりません。

<補助対象とならない経費>

- ◇ 技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- ◇ 技術開発に必要な用地の確保に要する経費
- ◇ 建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
- ◇ 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器、**汎用性の高い備品等**（パソコン、机、いす事務機器等）の**購入**
- ◇ 技術開発に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ◇ 技術開発中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ◇ 技術開発により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ◇ 技術開発に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ◇ その他、技術開発の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

- ① この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。また、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。
- ② **予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の1/2以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が500万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は1億円以下となります。**
- ③ 補助金の管理は申請者が行ってください。

5 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業に得られた成果は、環境省が公表します。

(3) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。

また、事業終了後5年間、毎年度環境省に事業化状況について報告してください。

(4) 不正な行為があった場合

環境省の競争的研究資金の研究に参加する研究者が、不適正な経理処理を行った場合には、行為の内容に応じ、交付停止措置を行った年度と翌年度以降2～5年間は、研究費を交付しないととも、環境省のすべての競争的研究資金への申請資格を喪失します。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択事業については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している事業がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択事業を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、「4 (2) 応募の手続き」に記載した連絡先にご連絡ください。

※ 本補助金は、『中小企業技術革新制度（SBIR）』において平成17年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定される見込みのものであり、「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、別紙「中小企業技術革新制度（SBIR）による事業化支援について」に記載する支援措置の特例等を受けることができます。

★ SBIR制度の詳細は（中小企業庁ホームページ SBIRのご案内）…

<http://www.chusho.meti.go.jp/gijut/sbir/index.html>

IV 評価制度について

廃棄物処理等科学研究は、環境省に設置する外部有識者等からなる審査委員会における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。評価の概要、項目は次のとおりです。審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

1 廃棄物処理対策研究事業

(1) 新規応募課題

事前評価

- 一次審査：研究計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

- ◇学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇内容の独創性：研究の計画・方法が独創的なものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られたものであるか。
- ◇実施能力：所期の成果を上げることが期待できるか。
- ◇補助の必要性：研究事業として行うことが適当であるか。

※ 審査の最終結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

(2) 継続課題

事前評価

- 原則として研究計画書等により評価し採否、交付額を決定（経費の増額、研究の年次計画の変更等があった場合には、ヒアリングを実施することがある。）

【評価の項目】

- ◇学術的・社会的必要性
：研究を継続することで当該研究分野の発展に十分な貢献が期待でき、社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果が期待できるか。
- ◇継続能力：継続することで所期の成果を上げることが期待できるか、また、継続することが総合的に判断して妥当であるか。
- ◇目標の達成度：研究を継続することで目標を達成する見込みがあるか。

※ 評価結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

※ 複数年計画の課題のうち、途中年で中止した場合又は不採択となった場合、

事業終了となり総合報告書を提出していただきます。

中間評価

- 平成17年度に2年目となる継続課題を対象
- ヒアリングにより評価し、次年度以降の採否、交付額を検討

【評価の項目】

- ◇学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献ができるか。
- ◇社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものか。
- ◇目標の達成度：前年度の研究目標を達成しているか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果があるか。
- ◇継続能力：研究の実施に十分に貢献する研究者等による研究組織が構成されている等所期の成果をあげることが期待できるか。
- ◇補助の必要性：引き続き研究事業として行うことが適当であるか。

※ 評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

- 平成16年度をもって事業を終了した課題を対象
- 総合研究報告書等により評価

【評価の項目】

- ◇目標の達成度：事業の目標を達成したか。
- ◇成果の学術的貢献度：当該分野の発展に十分な貢献をしたか。
- ◇成果の社会的貢献度：社会的要請の強い課題等の解決に資するものだったか。

※ 評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

2 廃棄物処理対策研究推進事業

事前評価

- 実施計画書により評価

【評価の項目】

- ◇学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られたものであるか。
- ◇実施能力：所期の成果を上げることが期待できるか。

※ 評価結果については、事業概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

- 平成16年度に事業を終了した課題を対象
- 事業実績報告書により評価

【評価の項目】

- ◇目標の達成度：目標を達成したか。
- ◇成果の学術的貢献度：当該研究分野の発展に貢献をしたか。
- ◇成果の社会的貢献度：特に社会的要請の強い課題等に貢献したか。

※ 評価結果については、事業概要とともに環境省ホームページにて公表します。

3 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業

事前評価

- 一次審査：実施計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

- ◇技術開発の独創性：技術開発の内容が、既存技術と比較して独創性、革新性及び先導性に優れ、当該技術分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇社会的必要性：技術開発の目的・目標が社会的要請に合ったもので、開発された技術が市場に受け入れられる見込みがあるか。
- ◇経済性：技術開発の内容が経済性に優れ、普及が見込まれるか。
- ◇計画の妥当性・実現可能性
：実施計画について技術開発の目的・目標を的確かつ効率的に遂行することができ、資金調達に関し十分な経理的基礎を有し、技術開発を完了する見込みがあり、技術開発の内容が実用性及び汎用性を有しており、実現可能なものであるか。

※ 審査の最終結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

- 技術開発報告書により評価

【評価の項目】

- ◇目標の達成度：当初の目標を達成し、十分な成果を得たか。
- ◇成果の技術的貢献度：得られた成果が当該技術の発展に十分貢献したか。
- ◇成果の社会的貢献度：得られた成果が社会的要請の強い諸問題の解決に資することができたか。

※ 評価結果については、技術開発の概要とともに環境省ホームページにて公表します。

◎ ヒアリングにより評価する際のプレゼンテーションは、代表研究者、技術開発担当者に行っていただきます。代理は原則として認めません。

◎ 評価方法（書面により評価、ヒアリングにより評価）は、応募件数、課題の内容などの状況に応じ変更することがありますので、留意してください。